

平成26年7月25日
自動車局

ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう ～平成25年度におけるホイール・ベアリングの整備不良による車両火災12件～

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割（別紙表1参照：平成22年度においては、94件中10件）と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。なお、最新の事故データによると、平成25年度の整備不良による車両火災事故98件のうちホイール・ベアリングに係るものは12件で、平成22年度と同様全体の約1割を占めています。

●ホイール・ベアリングの点検整備を定期的に行っていないユーザーの方へ

【注意すべき事例】

ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると、車軸の錆によりオイルシールが損傷してグリスに異物（水等）が混入したり、長期間使用による劣化でグリスが流出する等により消耗し、グリス量不足の状態になったりすることによって潤滑不良が発生します。

その結果、ホイール・ベアリングにがた等の異常が発生しても点検整備を実施しないでそのまま走行を続けた場合、車軸や車輪周りに種々の不具合が発生し、車輪脱落、走行不能の原因となります。特に大型トラックやバスにおいては最悪の場合、ホイール・ベアリングが焼付き、車両火災に至る恐れがあります。

【必要な対策】

ホイール・ベアリングの整備不良による事故の防止には、ベアリングのがたの有無、オイルシール周りの錆の有無、走行時の異音の有無の点検等が必要となりますので、定期点検等の機会を捉えて整備工場等で確実に実施しましょう。

特に、大型自動車等で用いられる分割型ベアリングは、定期点検時に適切にグリスの補充や交換等の整備を行う必要がありますので、注意を払って下さい。

※ 自動車メーカーでは各部品が正常に機能するため、定期交換部品や消耗品の推奨する交換時期を定めていますので、適切な車両管理の目安として下さい。

<使用過程車のハブ・ベアリングから回収したグリス>



異常が見られないベアリング



焼付きが発生したベアリング

<焼付きが発生したベアリング>



<問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 整備課 山本、天野 TEL：03-5253-8111（内線：42412, 42415）03-5253-8600（直通）
交通安全環境研究所 自動車安全研究領域 伊藤 TEL：0422-41-3213